

## 図書館と著作権

南 亮一(国立国会図書館)

### 1 著作権制度とは？

#### (1) 著作権とは？

- ・ 著作物(小説、論文など)を利用しようとする際に働く権利。権利者(著作権者)に与えられ、著作物の利用を許諾することもでき、また、禁止することができる(理由は問わない)強い権利である。

#### 【大原則】

著作物を勝手に利用することはできない。利用するためには原則として著作権者の許諾が必要。

- ・ ここでいう「利用」=著作権の対象となっている行為。複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、貸与、頒布など。単に観る、聞く、読むという行為には著作権は働かない。

複製	印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること。筆写、プリントアウト、ダウンロード等も含まれる。
公の上演・演奏	脚本を上演し、楽曲を演奏・歌唱すること。上演・演奏を録音録画したものを再生する行為も含まれる。レコードを再生する行為など。
公の上映	著作物を映写幕その他の物に映写すること。静止画の映写や不特定少数への異時映写も含まれる。上映会、館内視聴など。
公衆送信	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと。アップロード行為(送信可能化)を含む。「同一の構内」での送信(プログラム以外)や特定少数への送信は除かれる。
公の伝達	公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。街頭テレビ、待合室でテレビやラジオなどを流すことなど。
公の口述	言語の著作物を朗読その他の方法により公に口頭で伝達すること。実演に該当する場合は「上演」になる。お話し会、対面朗読など。
公の展示	美術の著作物又は未公表の写真の著作物をこれらの原作品により公に展示すること。
公の頒布	映画の著作物の複製物を公に貸与し、又は譲渡すること。ビデオやDVDの新品の販売や貸出しなど。
公の譲渡	映画の著作物以外の著作物の複製物を公に譲渡すること。中古販売は除かれる。
公の貸与	映画の著作物以外の著作物の複製物を貸与すること。
翻訳・翻案	翻訳、翻案、変形など。

著作権法には、この「著作権」のほかに、「著作隣接権」という権利が定められ、レコードや映像、放送番組を利用する場合にこれらの権利が働くことがある(例:貸レ

コード)。ただ、図書館サービスを行う際にはほとんど働かない権利であるため、説明は省略する。

## (2) 著作物の定義

< 条文 > 著作権法 2 条 1 項 1 号

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

### 【著作物でないもの】

思想又は感情を表現していないもの

- ・ 客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号...）など。

ただし、それらを集めたもの（編集物・データベース）のうちでその選択・配列又は体系づけに創作性があるものは、全体として保護の対象となります。

創作的でないもの

（例） 5W1Hしか書いていないような記事

復刻・翻刻

複製画・複製写真

時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）

題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にただけのもの

表現されていないもの

アイデア、着想など。

文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの

- ・ 工業デザイン、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ等

仙台高裁でファービー人形が著作物でないとした判決が出された。

（参考条文）

（著作物の例示）

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

このほか、編集著作物（12条）、データベースの著作物（12条の2）がある。

## (3) 権利制限規定の存在

- ・ 「権利制限規定」：一定の行為について、この「著作権」が働かないこととするため

の規定。

もっとも典型的なのは、コンビニでのコピーや番組の録音録画（私的使用のための複製。著作権法 30 条 1 項）。

図書館におけるコピーサービスについても、この「権利制限規定」があり、一定の要件を満たせば自由に行うことができる（著作権法 31 条 1 号）。

学校の授業で先生や生徒が必要とする場合にも、一定の要件を満たせば自由に行うことができる（著作権法 35 条 1 項）。

営利を目的とせず、観衆から料金（会場設営費等は除く。）を取らない場合に自由に上演、演奏、上映、口述を行うことも、この権利制限規定の存在のおかげで認められている（著作権法 38 条 1 項）。

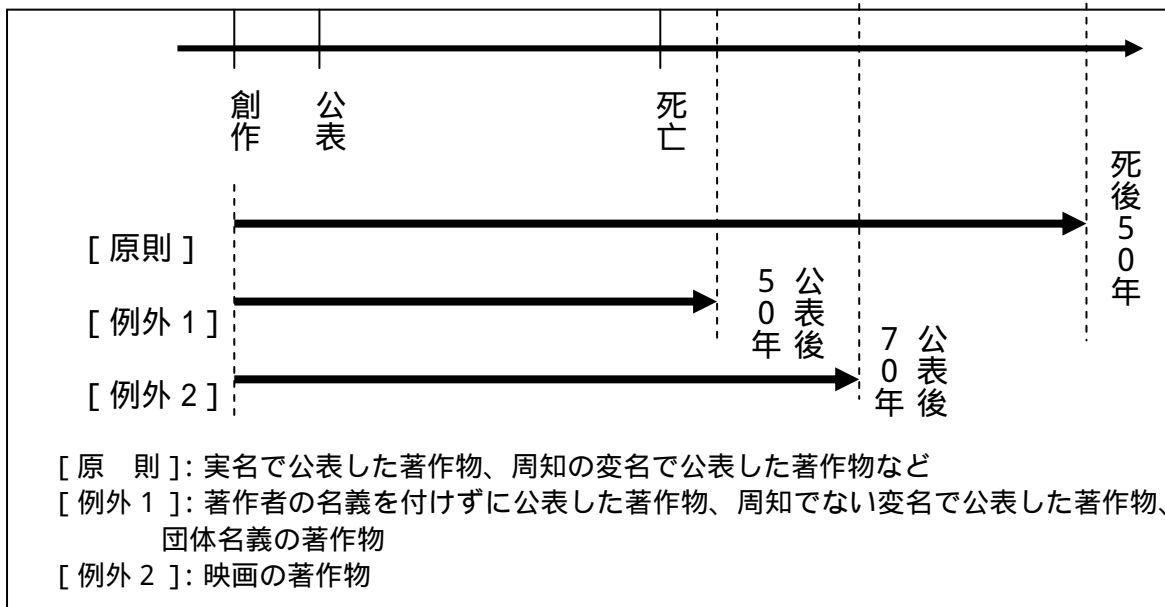
貸出サービスの場合、映画以外の場合のみこの権利制限規定で自由に行うことができることになっている（著作権法 38 条 4 項）。

**【ポイント】**

権利制限規定がある場合には、著作物を勝手に利用することができる。

**(4) 保護期間**

- ・ 保護期間：著作権が保護される期間。原則として著作者の死後 50 年まで。この期間が過ぎると自由に利用できる（パブリック・ドメイン）。
  - \* 「著作者」：著作物を創作する者。小説なら小説家、論文なら論文執筆者。
  - \* 小説などに著者名の表記がないとき（無名の著作物）や、あまり有名でないペンネームで発表された作品、団体名義で発表されたものは、原則として公表後 50 年までしか保護されない。



**【重要な例外】**

- ・ 昭和 31 年までに公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅。
- ・ 昭和 27 年までに公表された映画の著作物の著作権は、すべて消滅。

最近出された東京地裁の判決では、「昭和 28 年まで」としている。

**【ポイント】**

保護期間が過ぎた場合にも、著作物を勝手に利用することができる。

## (5) ガイドライン・許諾契約

- ・ 以前では、文化庁著作権課や著作権法学者の「解釈」をもとに関係規定とサービスとの関係を検討し、サービス実施の可否を判断している傾向にあった。
- ・ ところが近年、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」という権利者側との協議の場が設けられたことなどを契機として、権利者側との話し合いにより独自の「ガイドライン」や「許諾契約」を策定・締結することが増えてきており、著作権法の条文のほかにもこれらのガイドラインや許諾契約等への目配りも重要になってきた。
- ・ これらのガイドライン・許諾契約のうち、公立図書館に関係するものとしては、以下のものがある。
  - ・ 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(平成18年1月1日)(資料1)
  - ・ 「複写物の写り込みに関するガイドライン」(平成18年1月1日)(資料2)
  - ・ 「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」(平成16年4月30日)(資料3)
  - ・ 「障害者用音訳資料利用ガイドライン」(平成16年4月30日)(資料4)
  - ・ 「〔映画上映会に関する〕合意事項」(平成13年12月12日)(資料5)
  - ・ 「実施要項」(平成13年12月12日)(資料6)

## 2 個々の図書館サービスと著作権との関係

以上述べた著作権制度と、個々の図書館サービスとの関係につき、閲覧、貸出し、複写、視覚障害者サービス、上映会、お話し会、図書館報・ポスターの作成の順で概観する。

### (1) 閲覧

ディスプレイ・モニタ等を介して見せる場合、音楽資料を聴かせる場合とその他の場合とで異なる。なお、これらの扱いにつき、図書館種による差異は生じない。

#### a ディスプレイ・モニタ等を介して見せる場合

- ・ 著作権法上「上映」に分類される。
- ・ 非営利・無料の場合には自由に行うことができる(著38条1項)

(営利を目的としない上演等)

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

#### b 音楽資料を聴かせる場合

- ・ 著作権法上「演奏」に分類される。
- ・ 非営利・無料の場合には自由に行うことができる(著38条1項)

#### c その他の場合

- ・ 著作権が働かないため、自由利用可。  
図書館でなくても自由に行うことができる。  
いわゆるマンガ喫茶の営業には著作権者の許諾が不要。

## (2) 貸出し

ビデオソフトとその他の資料とで扱いが異なる。

【関係条文】著作権法 38 条 4 項・5 項

- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第 26 条に規定する権利を有する者（第 28 条の規定により第 26 条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

### a ビデオソフトの場合

- ・ 非営利・無料の場合であっても、公共図書館・視聴覚センターであって、補償金を支払った場合にしか自由に貸出しができない。（著 38 条 5 項）
- ・ 図書館向け貸出しについては、日本映像ソフト協会との協議が整っていないため、「補償金」の支払いによる貸出しは行っていない。日本図書館協会映像事業部が販売する「著作権処理済み」ビデオソフト・DVD や、各映画会社から図書館向けに料金（レンタル供給価格の 50%～100%）を上乗せしたビデオソフト・DVD を購入して貸出しに供することになる。（頒布権の許諾を得ている状態）

實際上、自由利用ができない状態となっている。

### b その他の資料の場合

- ・ 非営利・無料の場合には、自由に貸出しが可能（著 38 条 4 項）。

### c 実際上の問題点

- ・ 実際上は、(a)電子媒体が添付された書籍・雑誌等、(b)寄贈資料の 2 つの貸出しの際に問題が生じる。

#### (a) 書籍・雑誌の付録の CD・ROM・DVD など媒体の取扱い

媒体の中に動画が収録されているかによって取扱いが異なる。

- ・ 動画あり：自由に貸し出せない（「頒布権」が働き、権利制限規定がない）。
- ・ 動画なし：自由に貸し出せる（権利制限規定あり）  
媒体を逐一チェックする必要がある。

あまりにも繁雑なため、一目でわかるような表示システムが出版団体が研究中。（図書館が買い控えるようになり、売上に影響が出ているため）

貸出禁止の表示がしてあったとしても、動画が入っていなければ無視してよい（出版社の一方的な意思表示に過ぎないため）。

電子資料付き書籍・雑誌について、日本電子出版協会は「公共図書館における CD-ROM 付き書籍・雑誌の図書館館外貸出可否識別マーク」を策定。貸出可・不可の識別を容易化。<<http://www.jepa.or.jp/jmark/CDlogo.html>>



(b) 寄贈・管理換資料の取扱い

利用者等から譲り受けたり、他の施設から管理換になったビデオ・DVD等は、(i)に該当するもの（著作権処理済みビデオ）でないとは貸出しできない。通常、ビデオ会社は貸出しを非常に嫌うものと考えられるため、許諾を求めても拒絶される可能性が高い。 上映のみの利用となる可能性が高い。

(3) 複写

公立図書館では、一般に、著作権法 31 条を適用して複写サービスを行っている。以下では、この条文を中心に解説する。

(図書館等における複製)

第 31 条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては<sup>(a)</sup>、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業<sup>(b)</sup>として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）<sup>(c)</sup>を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ<sup>(d)</sup>、その調査研究<sup>(e)</sup>の用に供するために、公表された著作物の一部分<sup>(f)</sup>（発行後相当期間<sup>(g)</sup>を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部<sup>(h)</sup>提供する場合

【著作権法 31 条が定める要件】

(a) 図書館自身が複写サービスの主体となること

この箇所により、複写の主体がこれらの図書館であることを要求しているとされ、複写業務の全面委託をすると本条の適用が受けられないとする。図書館職員自身が複写作業も行う必要があると解釈されていた時期もあるが、現在では複写サービスが著作権法 31 条に定める要件を満たすかどうかを確認すればよいとされているため、複写作業の委託（国立国会図書館）セルフコピー（国立大学図書館等）も可能となっている。

多くの大学図書館では、「大学図書館における文献複写に関する実務要項」（平成 15 年 1 月 30 日国公立大学図書館協力委員会）に基づき、利用者への周知、誓約書・複写申込書への記入、複写申込書の点検等を要件として、個々の複写の際の申込書のチェック・複写物のチェックを省略できることとした。同要項は、出版物からの複写に関する権利を管理する（社）日本複写権センターとの間で合意されたものである。

- (b) 非営利の事業として実施すること（実費勘案による複写料金設定の要請）
- (c) 所蔵資料を用いること（他館借受資料・ホームページのコピーは対象外）

\* 日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会及び全国公共図書館協議会では、権利者団体の理解のもと、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(資料 1)を作成。

【ポイント】

- (i) 図書館間貸出しにより借り受けた図書（ ）の複製を許容。(2 項)

雑誌、新聞、視聴覚資料等は対象外。

- (ii) 入手困難又は蔵書構築方針から著しく例外的な場合に限定。(3項)
  - \* 「入手困難」: 一般市場に出回っていない、絶版、直ちに購入することが著しく困難、購入予算の準備が間に合わないなど。(4項)
- (iii) 貸出館・借受館とも31条図書館であることを要求。(5項)
- (iv) 複写申込みが著作権法31条が定める要件に合致することを要求。(5項)
- (iv) 貸出館が複写を明示的に禁止している場合を除外。(6項)
- (v) 借受館側で借受図書複写の手続を別個に定め、この手続により複写を行うことの義務づけ。(7項)
- (vi) 年2回の複製依頼での購入努力義務の発生(8項)

(d) 利用者の求めに応じて行うこと

(e) 作成した複製物を利用者の調査研究用とすること

この「調査研究」は、個人の私的な調査研究に限らない。調査研究の目的にかかわらず、すべての調査研究(例えば、企業の商品開発のための調査、確定申告の事例調査...)が含まれる。

[根拠]

- ・ 文化審議会著作権分科会に対して権利者側からなされている要望のひとつに、31条の調査研究の範囲から営利目的のものを除外する、というものがある。
- ・ 佐野文一郎・鈴木敏夫著『改訂 新著作権法問答』(昭和54年、出版開発社)p.254に、次の問答がある。
  - 鈴木「では、このいわゆる“調査研究”の目的が、営利であるか、非営利的であるかは必ずしも関係ないのですね」
  - 佐野「依頼者の調査研究の用に供するものであれば、複製できるわけです」
  - \* 佐野文一郎氏は、現行著作権法制定時の文化庁著作権課長。

\* もちろん、著作権法31条1号以外の権利制限規定を根拠とする場合は、それぞれの権利制限規定に定められた目的(学校における授業の過程による使用(35条)、裁判手続(42条1項)、立法・行政の内部資料としての使用(42条1項)、特許・薬事関係手続(42条2項)など)であれば複製物を提供可能。

(f) 複写範囲を著作物の一部分(最新号でない定期刊行物掲載の個々の著作物は全部可)とすること

- ・ 一般的に、「一部分=半分」と解されている。

cf.) 著作権審議会第4小委員会(複写・複製関係)報告書(昭和51年9月)  
[[http://www.cric.or.jp/houkoku/s51\\_9/s51\\_9.html](http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9.html)]

- ・ 「著作物」の一部分とされていることに注意。図書、雑誌、新聞等の「図書館資料」の一部分ではない。

論文集、短編集、画集、写真集

個々の論文、短編、絵画、写真の一部分(=半分)

× 論文集、短編集、画集、写真集の一部分(=半分)

【判例】多摩市立図書館事件判決(平成7年4月28日東京地裁判決)

<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/A78B418D57307DB549256A7600272B97/?OpenDocument>

- ・ 『土木工学事典』(朝倉書店発行)という800ページ超の資料のうちの1項目(「2.8.地盤の安定問題」という部分)16ページ全体の複写を求めた請求が認められなかったという事例

- ・ なお、絵画及び写真については、半分を複製するということが同一性保持権の侵害に当たるという見解が有力。

(注) 最新号の逐次刊行物であっても複製が禁止されているわけではない。

- \* 日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会及び全国公共図書館協議会では、権利者団体の理解のもと、「複製物の写り込みに関するガイドライン」(資料2)を作成。

**【ポイント】**

- (i) 同一紙面上に複製された複製対象以外の部分のマスキングを免除。ただし、これによって出版物の全部又は大部分が複製される結果とならない。(第3項及び第4項)
- (ii) 楽譜、地図、写真集・画集(書を含む)雑誌の最新号は対象から除外。(第5項)

- \* もちろん、著作権法31条1号以外の権利制限規定を根拠とする場合は、一部分ではなく、それぞれの権利制限規定により許容されている範囲(大抵は「その必要とする範囲内」とされている)まで複製可能である。

(g) 利用者1人につき1部のみを作成すること

- \* もちろん、著作権法31条1号以外の権利制限規定を根拠とする場合は、利用者1人につき1部のみではなく、それぞれの権利制限規定により許容されている範囲(大抵は「その必要とする範囲内」とされている)まで複製物を提供可能である。

#### (4) 視覚障害者向けサービス

##### a 点字図書・点字データの作成・頒布

- ・ 点字図書・点字データの作成・頒布(ネット送信を含む)については、権利制限規定(著37条1項・2項)が置かれているため、仮に営利目的であっても、有料頒布であっても、すべて自由。

##### b 録音図書の作成

- ・ 録音図書の作成は、権利制限規定(著37条3項)の適用範囲が、主体を点字図書館等に、作成目的も視覚障害者への貸出しに限定している。このため、公立図書館での作成には、原則として著作権者の許諾が必要。
- \* 障害者用の音訳資料の作成については、「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」(資料3)及び「障害者用音訳資料利用ガイドライン」(資料4)により、日本文藝家協会が著作権を管理する著作者(約4,800名)の著作物については、一定の要件を満たすことで、包括的な許諾が得られることになっている。
- ・ また、録音した音声データをアップロード・配信する行為についても、公立図書館は権利制限規定の対象ではないため、原則として著作権者の許諾が必要。

##### c 拡大図書・テキストデータの作成

- ・ 拡大図書やテキストデータの作成は、私的使用のための複製(著作権法第30条1項)の範囲に属する限られた人間関係(家族、親友、閉鎖的サークル)相互間のものしか認められない。(権利制限規定が存在しないため)  
「拡大教科書」の作成は例外的に許容されている(著作権法第33条の2)。



#### d 対面朗読

対面朗読は、「口述」(著2条1項18号)に該当。このため、口述権(著24条)の対象となる。非営利・無料の場合には、自由に行うことができる(著38条1項)が、この場合には、朗読者に報酬を支払うことができない(同条ただし書)。朗読者に報酬を支払いたい場合には、交通費・弁当代等の「実費」として支払うか、朗読以外の業務も行う人という位置づけで雇用し、給与を支払う等の方策を考える必要がある。

#### (5) 無料上映会

著作権法第38条第1項の規定により、自由に行うことができる。ただ、1980年代後半から、図書館における上映会に対し、ビデオソフトメーカーや映画館興行主が問題視するようになった。

これを受け、1986年から、日本図書館協会(図書館関係の団体)において一定の取り組みを行うようになり、2001年12月12日、日本映像ソフト協会(ビデオソフトの関係団体)と「合意書」(資料5)を締結するに至った。

#### (6) お話し会

お話し会における朗読

(4)cの「対面朗読」の場合と同じ。非営利・無料(\*)の場合は自由だが、朗読者に報酬を支払うときは許諾が必要となる。

(\*) 料金には、たとえ朗読会を実施するための経費(会場費、人件費等)に充当することを目的とする場合であっても該当する。

児童書四者懇談会(日本児童出版美術家連盟、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本書籍出版協会児童書部会)による「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」という文書(2006年5月)(いわゆる「読み聞かせガイドライン」)では、「資料費、会場費等のお話し会の開催にかかわる経費に充当するために観客から料金を受ける場合は、無許諾で利用できることとします」とされています。

ただし、会場でお菓子を配る場合におけるお菓子代のように、朗読の対価という性質を有さない料金については、この料金には含まれない(=お菓子代は徴収可)。

朗読に際し、子どもに分かりやすくするため等の理由により、内容をリライトする場合は別。翻案権が働くため、著作権者の許諾が必要。リライトの具合により、同一性保持権が働く場合があるが、この場合には著作者の同意が必要となる。この場合について適用できる権利制限規定は存在しない。

お話し会において絵本を見せること

著作物の複製物(=絵本)には展示権が働かないため、自由に行える。

ただし、見せるために拡大した複製物を作成する場合は別。拡大した複製物を作成する行為に対して複製権が働くため、著作権者の許諾が必要。この場合について適用できる権利制限規定は存在しない。

複製物を使わず、書画装置やプロジェクターを使って拡大して見せる場合は、複製権の問題は発生せず、上映権の問題だけになる。上映権は、営利を目的とせず、料金を取らない場合には働かない(著作権法38条1項)ので、結局自由に行うことができることになる。

お話し会の伴奏への音楽の使用

音楽を流す行為は、「演奏」に該当するが、非営利・無料の場合には演奏権は働かない(著作権法 38 条 1 項)ので、結局自由に行うことができることになる。

ただし、伴奏に使うためにあらかじめ編集した録音物を作成する場合は別。録音物の作成行為には、(1)著作権者の複製権、(2)実演家(歌手、演奏家など)の録音録画権及び(3)レコード製作者(主にレコード会社)の複製権が働くことになり、これらの者からの許諾が必要となる。この場合について適用できる権利制限規定は存在しない。

ペープサート、エプロンシアター、触る絵本などの作成

二次元の著作物を三次元で表現することになり、翻案に該当する。このため、翻案権が働くことになり、著作権者の許諾が必要となる。(私的に作成する場合や内輪での上演を目的として作成する場合には、許諾は不要。私的使用のための複製・翻案に該当するためである)

お話し会のチラシへの絵本の表紙、文章の一部、挿絵などの掲載

絵本の表紙、文章の一部、挿絵などをお話し会のチラシに掲載する行為は、複製に該当する。このため、複製権が働くことになり、著作権者の許諾が必要。

読み聞かせの模様を録音録画したものの再生

録音録画により、複製権が働くことになる。したがって、原則として著作権者の許諾が必要。ただし、再生行為自体は、非営利・無料の場合には無許諾で行える。

## (7) 図書館報・ポスター等の作成

新刊案内等で本の表紙等を掲載する場合など。

表紙(利用箇所)に著作物が含まれるかどうか。「引用」の要件に該当すればよい、とする解釈もあるが、本の表紙の掲載において「引用」に該当することはほとんど稀)

「読み聞かせガイドライン」には、「表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できるケースが多い。ホームページにのせる場合は確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名・出版元名も一体表記すべき」という記述がある。

(資料1)

## 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン

平成18年1月1日  
社団法人 日本図書館協会  
国公私立大学図書館協力委員会  
全国公共図書館協議会

### (経緯)

1. 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製を利用者が希望した場合、現在は、図書を借り受けた図書館(以下「借受館」という。)では、借り受けた図書が、自館で所蔵する図書館資料でないということから、著作権法第31条による複製を作製することをせず、当該図書を一旦返却した後に、利用者による複製作製の求めを図書を貸し出した図書館(以下「貸出館」という。)に取り次ぎ、貸出館から複製物の提供を受けていた。利用者にとっては、このような業務形態を理解することが極めて困難であり、目の前にある図書の複製物を入手するために時間、経費を余分に負担することになる。一方、権利者にとっては著作権法で認められた範囲内で複製が行われる限りにおいて、貸出館、借受館いずれで当該図書の複製が行われても複写の実態に変わりはない。

### (趣旨)

2. このような状況を改善して、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体(以下「図書館団体」という。)は、同協議会を構成する権利者団体(以下「権利者団体」という。)と協議を行った。その結果、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、当該の図書館団体を構成する各図書館は、借受館が当該図書の借用を申し込んだ利用者の求めに応じる場合に限り、他館から借り受けた図書についても、その複製物の提供を行うこととした。

なお、著作権法第31条1号による、許諾を得ないで図書館が行える複製の対象として他館から借り受けた資料が含まれるか否かは解釈の分かれるところであるが、このガイドラインは、限定的な条件下であれば実務的に対応することも必要であるという権利者団体の理解の下に策定されたものである。

### (図書の借受)

3. このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。
4. 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。
  - (1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することが著しく困難である場合。
  - (2) 購入する予算を直ちには準備することができない場合、あるいは、全巻セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することが著しく困難である場合。

(複製の受付・作成)

5. 借受館は、当該図書の利用を希望した利用者が、借り受けた当該図書の複製を求める場合、貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること、および、利用者が求める複製物が著作権法第31条第1号の範囲内であることを確認出来たときに、その求めを受け付ける。
6. 但し、借受館は、借受館が借り受けた図書を複製することを、貸出館が明示的に禁止している場合には、複製を作成することはしない。
7. 借受館は、その図書館で定める著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続きを定め、それにより当該図書の複製を行う。

(図書の購入努力義務)

8. 他館から借り受けた図書について、同一図書に対する複製依頼が1年間に2回以上あった場合は、借受館はその資料を購入する努力義務を負うものとする。

(ガイドラインの見直し)

9. このガイドラインに基づく運用に関して、図書館団体又は権利者団体から提議があった場合は、速やかにガイドラインの見直しを行う。

-----  
(資料2)

#### 複製物の写り込みに関するガイドライン

平成18年1月1日  
社団法人 日本図書館協会  
国公立大学図書館協力委員会  
全国公共図書館協議会

(経緯)

1. 著作権法第31条第1号では、図書館等の利用者の求めに応じ「公表された著作物の一部分」のみの複製が無許諾で認められており、著作物全体の分量に関わらず著作物の一部分を超える複製は著作権者の許諾が必要とされている。図書館で所蔵している資料の中には、事典の一項目や俳句の一句、短歌の一首のような独立した著作物ではあるが、その全体の分量が少ないため、紙面への複製を行うと不可避免的に著作物の一部分以外の部分が複製されて(写り込まれて)しまうものがある。これらの著作物の一部分のみの複製を行うためには、一部分以外の部分を遮蔽等により複製紙面から削除することが必要となるが、それが現実的には困難であるためこれらの著作物の複製自体を図書館では行えなかった。その結果、著作物の利用を阻害する結果となり、利用者からは疑問、要望が図書館に寄せられ、図書館として対応に苦慮してきた。

(趣旨)

2. このような状況を改善して、図書館利用者の便宜を図り、著作物の利用を促進するために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体(以下「図書館団体」という。)は、同協議会を構成する権利者団体(以下「権利者団体」という。)と協議を行った。その結果、著作権者の経済的利益を尊重しつつ、権利者団体

の理解の下にこのガイドラインを策定し、図書館団体を構成する各図書館は、著作権法第31条第1号に基づいて作成される複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分について以下のように取り扱うこととした。

(複製物の複製)

3. 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物の一部分のみ(以下「複製対象」という。)の複製を行うが、同一紙面(原則として1頁を単位とする)上に複製された複製対象以外の部分(写り込み)については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。

(全部又は大部分の複製の禁止)

4. 上記写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製することがあってはならないものとする。

(対象資料の範囲)

5. 以下の資料については、権利者の経済的利益を大きく侵害する恐れがあることから、このガイドラインは適用しないものとする。

楽譜

地図

写真集・画集(書の著作物を含む)

雑誌の最新号

(ガイドラインの見直し)

6. このガイドラインに基づく運用に関して、図書館団体又は権利者団体から提議があった場合は、速やかにガイドラインの見直しを行う。

(資料3)

## 公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書

### 第1条(総則)

この協定は、社団法人日本図書館協会(以下「甲」とする)に登録してこの協定に定めるシステムに参加する公共図書館、大学図書館、専門図書館等(以下「参加図書館」とする)が音訳資料を作成する際に、社団法人日本文藝家協会(以下「乙」とする)が管理委託を受けた著作権者の作品について、「一括許諾」を与えるための協定である。

### 第2条(一括許諾システム)

1. 図書館が著作物の音訳資料を作成する場合には、著作権者の許諾が必要であるが、乙が管理委託を受けた著作権者にかかわる著作者のリスト(以下「著作者リスト」という)に掲載された著作者の作品については、例外的に事前の許諾を必要としないものとし、参加図書館は音訳資料の作成を開始できる。この場合、参加図書館が甲及び乙を経ることによって著作権者に許諾を求め、これに対し、個々の著作権者が乙及び甲を経ることによって参加図書館に許諾を与えたものとする。このシステムを「一括許諾システム」と呼ぶ。
2. 前項に従って音訳資料を作成したときは、甲は、その作品名、著作者名、出版社名、発行年等と当該図書館名を、年度ごとにまとめ、次年度3箇月以内に、乙に報告しなければならない。また、甲及び乙は共同して、報告された中から、無作為に抽出された音訳資料を試聴し、音訳技術の向上について必要な措置を講ずるものとする。

### 第3条（著作者人格権の保護）

甲は、参加図書館が著作権法に明示されている著作者人格権（第18条～第20条）を侵害しないように、各参加図書館に対して周知を図らなければならない。

### 第4条（ガイドライン）

甲は、参加図書館に対し、作成した音訳資料の利用は視覚障害者等の限定された利用者を対象とすることに関して周知する。対象とする利用者の範囲、及び音訳資料の作成ならびに利用についての注意点については、参加図書館は、別に定める「ガイドライン」に従う。この「ガイドライン」を逸脱した参加図書館について、甲は「一括許諾システム」の利用を停止するなどの措置を採るものとする。

### 第5条（リストの更新）

1. 甲は、参加図書館のリストを乙に提出しなければならない。以後、新たにこのシステムに参加しようとする図書館は、ガイドラインの各条項を順守する限りにおいて、参加図書館と同様「一括許諾システム」を利用できる。甲が、新たにこのシステムに参加しようとする図書館からの申し出を受理した場合、甲は3箇月以内に、参加図書館のリストを更新して、乙に報告しなければならない。
2. この協定の締結以後に、「一括許諾システム」に参加した著作者の作品についても、参加図書館は、ガイドラインの各条項を順守する限りにおいて、音訳資料を作成することができる。また、「著作者リスト」から削除された著作者の作品については、参加図書館は、音訳資料の作成を開始してはならない。ただし、音訳資料の作成の途中で当該著作者が「著作者リスト」から削除されたときも、音訳資料の完成まで許諾は取り消されない。
3. 「著作者リスト」に異動があった場合、乙は3箇月以内に、このリストを更新して、甲に報告しなければならない。この報告を受けたとき、甲は、その内容を1箇月以内に参加図書館に伝達しなければならない。

### 第6条（協定の廃止等）

この協定はとくに期限を定めない。「一括許諾システム」が想定した状況に変化が生じたり、図書館、または著作者の側に著しい不都合が生じることが判明した場合には、甲乙協議の上でシステムの修正を図るか、またはシステムそのものを廃止することができる。その他の問題については、甲乙協議の上で、最善を尽くすこととする。

2004年4月30日

社団法人 日本図書館協会  
社団法人 日本文藝家協会

-----  
(別紙4)

## 障害者用音訳資料利用ガイドライン

### (目的)

- 1 このガイドラインは、公共図書館など視覚障害者の福祉・教育に携わる図書館で(社)日本文藝家協会が指定する図書館団体に登録している図書館(以下図書館という)が、(社)日本文藝家協会の管理する権利者の情報を利用して、通常の印刷物での読書に困難を持つ者(以下、「読書に困難を持つ者」)のために音訳資料を作成し、貸与等を行う場合に順守すべき事項を定めることを目的とする。  
(障害者用音訳資料を利用できる者)
- 2 音訳資料の聴取及び貸与を受けられるのは、読書に困難を持つ者で、当該図書館の障害者サービスへの登録を行った者に限定される。

- (登録できる者)
- 3 次項以降に詳細を定める視覚障害者，重度身体障害者，寝たきり高齢者，その他の読書に困難を持つ者であって，当該図書館が定めるその他の登録要件を満たしていなければならない。
- (1) 視覚障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で，障害者程度等級表の視覚障害 1 級から 6 級までに該当する者
- (2) 重度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で，障害者程度等級表の 1 級から 2 級までに該当する者
- (3) 寝たきり高齢者 要介護の認定を受けた「寝たきり度」ランク B 及び C の者
- (4) その他の読書に困難を持つ者 身体の障害，読みの学習障害，疾病等により読書に困難を持つ者で，前三項に準ずると当該図書館が判断し，所属図書館団体と（社）日本文藝家協会が該当と了解した者
- (登録時の要件)
- 4 貸出を受けた音訳資料を第三者に貸与すること及び複製し第三者に譲渡又は貸与することを，禁止事項として登録時の要件とする。
- (登録の抹消及び貸出の禁止)
- 5 図書館は，利用者が次の各号に該当する場合は，音訳資料の利用登録を抹消するか又は貸出停止するなどの措置を取らなければならない。
- (1) 印刷物による読書の困難が解消した者
- (2) 登録時に虚偽の申請を行ったとき
- (3) 登録時の要件に反したとき
- (音訳する資料)
- 6 市販されている音訳資料を用いて読書の要求を適えることができる場合は，市販資料の購入等によることとし，音訳は行わない。
- (著作者人格権の尊重)
- 7 図書館は著作権法に規定された著作者人格権を尊重して音声作業を進めなければならない。
- (1) 音訳できるのは公表された作品に限られ，未発表の生原稿，手紙，日記の類を対象とするものではない。
- (2) 音声資料のパッケージ等に著作者の氏名を，著作物に表示されている形で表示すると同時に，音訳資料の内部においても音読して表示しなければならない。
- (3) 著作物の内容を改編したり，短縮したりすることはできない。また，語句の読み間違い等についても細心の注意を払うものとする。
- (音訳作業者の要件)
- 8 音訳作業者は各図書館が定める研修を経た者，もしくはそれと同等以上の力量を持つ者であることを要する。
- (音訳作業者の研修等)
- 9 図書館は音訳の質の向上に努めるものとする。
- (1) 研修は，『障害者サービス 補訂版』（日本図書館協会障害者サービス委員会編 日本図書館協会 2003）の「サービスにかかわる音訳者，点訳者等の養成」に記述されている程度のもを行うことが望ましい。また，研修の一テーマとして，「著作権法」についての講義が含まれているものとする。
- (2) 音訳の質を調査するため，（社）日本文藝家協会から指定された図書館は，同会あて指定音訳資料の複製物を提出しなければならない。
- (音訳資料の複製)
- 10 このシステムを利用して作成した資料の複製は原則として，保存用マスターを除いて，行なわない。他の図書館の求めに応じ，貸与ではなく複製物の作成・譲渡により提供したい場合は，登録図書館団体を通して（社）日本文藝家協会の許諾を得なければならない

い。

(資料5)

## 合意事項

社団法人日本図書館協会と社団法人日本映像ソフト協会とは、1998年6月28日付にて締結の「了解事項」(以下「了解事項」という。)に付随して、次のとおり合意する。

### 1 定義

本合意事項において、

「ビデオグラム作品」とは、ビデオカセットテープ、ビデオディスク(レーザーディスク及びDVDを含む)に収録されている映画の著作物をいう。

「上映会」とは、著作権法第38条1項に規定する「上映」のうち、図書館が多数の公衆に視聴させる目的で行う非営利・無償の上映をいう。

### 2 所蔵ビデオグラム作品の利用

図書館が既に所蔵しているビデオグラム作品の上映会の開催については、次のとおり取り扱うものとする。

あらかじめ「上映会」での利用が権利者によって明示的に承認されているビデオグラム作品

今後も「上映会」に使用できるものとする。

あらかじめ、権利者によって、上映の了解が明示されていないビデオグラム作品

a 図書館等は上映会を行うに当たって、映画館やビデオレンタルショップなどがなし得ない、教育機関としての独自の資料提供の使命と義務を自覚して実施するよう努める。

b 興行その他、映像ビジネスの全般にわたって、権利者の何らかの利益を損なうおそれのあるときは、当該ビデオグラム作品の販売元に「上映会」利用の可否について照会する。

なお、専ら個人視聴用として利用者に貸与することを目的として図書館に供給されたビデオグラム作品は、著作権法第38条5項の「補償金」に関し権利処理されたものであり、そのかぎりでは、権利者によって上映の了解が明示されていないものであり、上記を適用するものとする。

### 3 所蔵していないビデオグラム作品の利用

図書館が本合意事項の実施の日において所蔵していないビデオグラム作品による上映会開催については、次のように取り扱うものとする。

図書館が本合意事項実施の日において所蔵していないビデオグラム作品を利用した上映会の開催については、

a 上映会の利用があらかじめ明示的に承認されているビデオグラム作品を用いる場合

b 個別の上映会の都度、権利者からビデオグラム作品の貸出しを受ける方法

c 映画館やビデオレンタルショップなどがなし得ない、教育機関としての独自の資料提供の使命と義務を自覚して実施する上映会については、特例として上記2の による方法のいずれかによるものとする。

日本映像ソフト協会会員社は、上記の方法により供給可能な作品のリストを、図書館に配布するよう努めるものとする。



4 本合意事項の実施については、別に実施事項を定める。

平成 13 年 12 月 12 日

社団法人日本図書館協会  
常務理事・事務局長 横山 桂  
社団法人日本映像ソフト協会  
専務理事・事務局長 児玉昭義

---

実施要項

社団法人日本図書館協会と社団法人日本映像ソフト協会とは、平成 13 年 12 月 12 日に締結した「合意事項」第 4 項に基づき、「実施要項」を以下のとおり定める。

- (1) 合意事項 2 (所蔵ビデオグラムの利用) b にいう「興行その他、映像ビジネスの全般にわたって、権利者の何らかの利益を損なうおそれのあるとき」とは、例えば映画館、16mm 興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているときなどをいうものとする。
- (2) 合意事項 2 (所蔵ビデオグラムの利用) b に基づき、「上映会」利用の当否について照会を受けた販売元は、当該上映を承認しようとするときは、上映予定日時・場所・客席等を記載した申請書の提出及び相当な対価の支払いを当該図書館に求めることができる。  
ただし、販売元が上映を承認しないときは、当該図書館にその理由を明示するものとする。
- (3) 合意事項 3 (所蔵していないビデオグラム作品の利用) に基づき日本映像協会会員社が供給可能作品のリストを配付する際には、貸出の申込手続及び担当部署名・電話番号・ファックス番号等を記載するものとする。
- (4) 「本合意事項」に定めなき事項または解釈に疑義が生じた事項については、両者協議のうえ解決するものとする。
- (5) 「本合意事項」は、社団法人日本図書館協会及び社団法人日本映像ソフト協会がそれぞれの団体において各会員への周知・徹底をはかったうえ、平成 14 年 6 月 1 日から実施する。

平成 13 年 12 月 12 日